

令和7年2月4日
財 務 部 課 税 課

世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例

1 条例改正の事由

刑法等を一部改正する法律(令和4年法律第67号)及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(令和4年法律第68号)の施行について、刑法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(令和5年政令第318号)により令和7年6月1日から改正法が施行されることに伴い、世田谷区特別区税条例の一部を改正する必要が生じたため。

2 条例改正の概要

今回の刑法等の改正に伴い、懲役刑及び禁固刑に代わり、新たに拘禁刑が創設される。この改正を受け、世田谷区特別区税条例第67条の入湯税に係る帳簿の記載義務違反等に関する罪において懲役刑に関する規定があるため、拘禁刑に整備する改正を行う。

3 施行日

令和7年6月1日施行

4 周知方法

条例改正の内容については、改正条例の公布後速やかに区ホームページで周知を図る。

世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○世田谷区特別区税条例 昭和39年12月26日条例第74号 (入湯税に係る帳簿の記載義務違反等に関する罪) 第67条 前条第1項の規定により、帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者又は同条第2項の規定に違反して5年間帳簿を保存しなかった者に対しては、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は100,000円以下の罰金に処する。 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。 <u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> 1 この条例は、<u>令和7年6月1日から施行する。</u> <u>(罰則の適用に関する経過措置)</u> 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。	○世田谷区特別区税条例 昭和39年12月26日条例第74号 (入湯税に係る帳簿の記載義務違反等に関する罪) 第67条 前条第1項の規定により、帳簿に記載すべき事項について正当な事由がなくて記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者又は同条第2項の規定に違反して5年間帳簿を保存しなかった者に対しては、1年以下の<u>懲役</u>又は100,000円以下の罰金に処する。 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。